



1日1円で助け合う。 交通災害共済加入 のご案内

全国どこで起きた交通事故でも、災害の程度に応じて弔慰金または見舞金が支給される、「交通災害共済」の令和6年度加入予約受付が2月1日から始まっています。

毎年加入している人も、今まで加入していなかった人も、万が一に備え、ご家族そろって加入しましょう。

共済
期間

令和6年4月1日(月)～
令和7年3月31日(月)

会費

年間1人 350円



イメージキャラクター
ONEくん

申込方法

<団体加入>

町会、交通安全母の会、保育園などで加入のとりまとめを行いますので、会費を添えてお申し込みください。

<団体以外での一般加入>

市民課（本庁舎2階4番窓口）または尾上・碓ヶ関総合支所庶務係で随時受付をしています。

※二重加入にならないようご注意ください。

※4月1日以降に加入された方は、加入申し込みされた日時からの適用となりますので、ご注意ください。

対象災害について

《対象となる災害》

自動車、バイク、自転車などの道路交通事故による人身事故

《対象とならない災害》

- 故意（暴走行為、自殺、保険金詐欺など）または重大な過失（信号無視、原付バイクの二人乗りなど）によって交通事故を起こし、不正に見舞金などを受けようとする場合
- 無免許運転・酒気帯び運転をし、またその事情を知らずながら同乗して交通事故による災害を受けた場合
- 地震、洪水、暴風、その他の天災によって生じた交通事故による災害を受けた場合
- 電車、航空機、船舶などの事故による災害を受けた場合
- 自転車の二人乗りや酒気帯びでの走行中にケガをした場合
- 車両乗降の際に災害を受けた場合
- 歩行者の転倒や作業中の事故など、交通事故以外の災害を受けた場合
- その他これらに類する故意または重大な過失と管理者が認める場合

見舞金等級区分について

交通事故証明書で被災者名を確認できる場合は、災害の程度により、3万～50万円の見舞金（死亡した場合は100万円）が支給されます。交通事故証明書がない請求は、内容を審査のうえ、適当と認められた場合、特別見舞金として災害の程度に関わらず、1万円が支給されます。

※共済見舞金支給後に上位の等級に移行したときは、その差額を支給します。



■共済見舞金等金額表

等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	100万円
2	自動車損害賠償保障法施行令別表第1級から第3級各号に掲げる障害の場合	50万円
3	90日以上治療を要する場合	7万円
4	60日以上90日未満の治療を要する場合	5万円
5	30日以上60日未満の治療を要する場合	4万円
6	30日未満の治療を要する場合	3万円

請求について

<請求期間>

交通事故にあった日から1年以内。ただし、交通事故がもとで2等級の対象となる後遺障害が残った場合は2年以内。

<請求に必要な書類>

自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書（被災者名が確認できるもの）や医師の診断書などが必要です。事故によって必要な書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

交通事故にあったら、必ず警察に届けましょう！

- ① 交通事故にあった場合、必ず警察署または最寄りの交番に届け出してください。
- ① 同乗者や相手方のいない自損事故、自転車、バイクなどの転倒なども必ず届けましょう。
- ① 届出をし、交通事故と扱われた場合、交通事故証明書が発行できます。

[申込み・問合せ] 市民課 生活環境係（本庁舎2階4番窓口） ☎55-5892

普通乗用車（トヨタ アルファード）を売却します



市が所有する普通乗用車（トヨタ アルファード）を一般競争入札により売却します。

- ▶車名 トヨタ アルファード
- ▶カラー ブラック
- ▶初度登録 平成 24 年 7 月
- ▶型式 DAA-ATH 2 0W
- ▶乗車定員 7 人
- ▶燃料の種類 ガソリン（ハイブリッド）
- ▶走行距離 136,365 km（令和 5 年 12 月 7 日時点）
- ▶車検有効期限 令和 7 年 7 月 9 日

最低売却価格 1,000,000 円
（消費税及び地方消費税を含む）



入札申込・縦覧期間

日時 2月29日(木) 17:00 まで
場所 本庁舎 3階 財政課管財係
縦覧方法 市ホームページまたは市役所財政課

入札日

日時 3月1日(金) 13:30 から
場所 本庁舎 4階 大会議室 2

物件の公開

日時 2月22日(木) 10:00 ~ 11:00
※事前に財政課管財係へ連絡すること。

※物件や入札参加資格などの詳しい内容については、市ホームページまたは財政課（本庁舎 3 階）で縦覧する資料をご覧ください。

[問合せ] 財政課 管財係 ☎55-5734

令和 6 年度平川市奨学生の募集について

▷対象者

次の①から③までの要件を全て満たす方

- ①市内に1年以上住所がある家庭の学生で、高等学校、短期大学（学校教育法に規定する専門学校を含む）、高等専門学校、大学、大学院に入学する方または在学している方
- ②生計を共にする方の事情により、奨学金の借入がなければ入学や在学が困難な方
- ③他の奨学金制度を利用しない方（日本学生支援機構の奨学金制度や社会福祉協議会の教育支援制度など）

▷貸与額

	修学資金（月額）	入学支度金
公立高等学校	10,000 円以内	100,000 円以内
私立高等学校	15,000 円以内	150,000 円以内
短大、専門学校	20,000 円以内	200,000 円以内
大学、大学院	30,000 円以内	200,000 円以内

※葛川支所の所管区域の方の高等学校修学資金は公立私立問わず 15,000 円以内

▷申請方法

学校教育課（本庁舎 4 階 23 番窓口）にて募集要項及び奨学金申請書兼誓約書等を配布しますので、必要事項を記入のうえ必要な書類とともに募集締め切りまでに申請してください。

▷申請書類

- ①平川市奨学金貸与申請書兼誓約書
- ②奨学生推薦調書
- ③成績証明書 など

▷募集締め切り 3月25日(月)

▷奨学生の決定 教育委員会の審査を経て4月下旬頃に決定します。

▷貸与時期 5月下旬頃に初回貸与を予定。（入学支度金を含む）

▷返済方法 学校を卒業した年の翌年から10年を限度とします。

▷利子 無利子（滞納した場合は延滞金が発生）

[申込み・問合せ] 学校教育課 教育振興係
（本庁舎 4 階 23 番窓口）
☎55-5743